

令和6年度

# 北海道内社会福祉協議会の取組事例集

社会福祉法人北海道社会福祉協議会  
北海道社協職員連絡協議会

---

## はじめに

---

北海道社協職員連絡協議会におきましては、平成26年度以降、全道社協職員研究協議会を開催し、道内15ブロックの全てから活動発表いただいております。

これら多くの実践発表の内容は、研修等において共有されてきたところではありますが、研修に参加できなかった社協職員にお伝えすることが難しい状況が続いておりました。

このため、平成28年度からこれらの発表の中からピックアップした事例集を発行することとしました。

本事例集では、北海道または全国的に先駆けて行われている活動や北海道で共通した課題に取り組んでいる姿などを紹介しておりますので、社協活動等の参考となれば幸いです。

最後になりますが、本事例集の作成にあたり、ご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人北海道社会福祉協議会  
会 長 長 瀬 清

北海道社協職員連絡協議会  
会 長 門 脇 隆 司

はじめに	1
令和6年度全道社協職員研究協議会発表内容	
① 恵庭市社会福祉協議会 町内会聞き取り調査を行って	3
② 松前町社会福祉協議会 住民主体のボランティア体制を考える	7
③ 乙部町社会福祉協議会 社協職員と地域おこし協力隊の二刀流	11
④ 仁木町社会福祉協議会 ボランティア団体とボランティアセンターとの連携実践事業	13
⑤ 南幌町社会福祉協議会 生活困窮者支援からフードバンク事業へ	16
⑥ 中川町社会福祉協議会 中川町社協の福祉教育元年～地元中学校と協働で人材育成	20
⑦ 羽幌町社会福祉協議会 羽幌町生活支援相談センターの取り組みについて	24
⑧ 浜頓別町社会福祉協議会 サロン活動と地域活動支援センター活動について～地域住民と障がい者の憩いの場として～	28
⑨ 美幌町社会福祉協議会 石川県・志賀町災害ボランティアセンター派遣支援からの学びと気づきについて	31
⑩ 豊浦町社会福祉協議会 コロナ禍で生まれた「つながり」づくり事業	33
⑪ 新ひだか町社会福祉協議会 GSWミーティング実践報告	36
⑫ 本別町社会福祉協議会 権利擁護から新たな生活課題への支援の展開	40
⑬ 厚岸町社会福祉協議会 社協あぐり・おたすけ隊の活動について	44
⑭ 羅臼町社会福祉協議会 自家用有償旅客運送輸送（福祉有償運送）について	48
⑮ 札幌市社会福祉協議会 ボランティア活動センターでの災害時に向けた取り組みについて	51

# 恵庭市社会福祉協議会

## 町内会聞き取り調査を行って

### 事業を開始したきっかけ

- ・ 恵庭市では60町内会があるが、全町内会の聞き取りを行ったことが無かったため、地域活動をしている町内会の生の声をききたい。
- ・ 社協の理事・評議員に多数の町内会長がなっているが全ての町内会に関りが無いこともあり社協や地域包括支援センターとのつながりを強化したい。
- ・ 本会で行っている小地域ネットワーク事業は、平成11年度から変わらず現在と同じ5つの支援事業となっており、要綱についても24年間同じである。その間地域活動は変化しており、現状に合わせた要綱に変更するために全町内会・自治会の福祉活動の把握が必要であった。

### 活動内容

・ 町内会聞き取り調査は令和2年～令和5年に実施。主な項目内容は図1のとおりであり、全町内会・自治会同じである。また、会場については町内会館等を使用し、場合によっては本会会議室を使用。町内会側の参加者については各町内会の判断に委ね、本会職員・地域包括支援センター（以下包括）の3者で行った。

- 図 1
- 町内会活動についての聞き取り調査質問事項
- ＜運営・構成状況について＞
- ・ 町内会の構成組織（各部の種類）を教えてください
  - ・ 役員はどのように決めていますか
- 〇町内会活動について
- ◎声かけ訪問及び見守り活動について
- ・ 対象者の把握方法
  - ・ 声掛け訪問時に、心配な方を把握した際の対応事例はありますか
  - ・ 訪問や支援を拒否する人への対応についてはどの様に行っていますか
  - ・ 広報等を配布する際に声掛けする、敬老お祝いの品を届ける際等どのような方法で声掛けを行っていますか
- ◎福祉マップについて
- ・ 対象者の把握や更新はどの様に行っていますか
  - ・ 災害時マップをどのように活用していますか
- ◎町内会行事について
- ・ 高齢者、障がい者の行事参加への移送支援はしていますか
- ＜その他＞
- ・ 社協としてどのような地域応援があったらいいですか

・聞き取りした内容については、報告会を令和6年2月に実施し、約40名が参加した。内容については、①町内会聞き取り調査結果報告、②講演「みんなが安心して暮らせる地域づくりのポイント」講師：北星学園大学社会福祉学部社会福祉学科 教授 畑 亮輔氏、③グループワークを行った。①の結果報告では、各町内会の良いところをテーマとし、他の地域がどのようにやっているのか参考例も交えながら報告を行った。(図2参照) また、グループワークでは、包括圏域でグループを分けるのではなく、普段関わらない地域ごとでグループ分けを行った。この研修会の後、町内会同士の活動見学につながったりと、繋がりづくりにもなった研修会となった。

### <地図の作り方>

ゼンリン地図・エクセル・パワーポイントなど



参考

図2

### <対象・区分けの仕方>

避難行動要支援者名簿・独居高齢者など

色分け・シールで目で見分けて分かりやすくしている

	夫婦	独居	家族同居	入院入所
75才以上	赤い正方形	青い正方形	黄色い正方形	緑い正方形
65才以上	赤い円	青い円	黄色い円	緑い円

・図1以外にも、家族台帳の作成の仕方や個人情報の同意の仕方等も町内会についても併せて聞き取りを行った。(図3) 個人情報の同意の仕方については「情報を提供してくれた人にお菓子等の景品を渡して多数の人に同意をもらった」「【有事の際にのみ】ということを依頼する際に明記したものを配布し情報を記入したものは自分で封をしてもらうようにしている」といったやり方を行っている町内会があり、他町内会より「真似をしてみたい」といった声が見受けられた。

### 番外編～家族台帳の作成～

参考

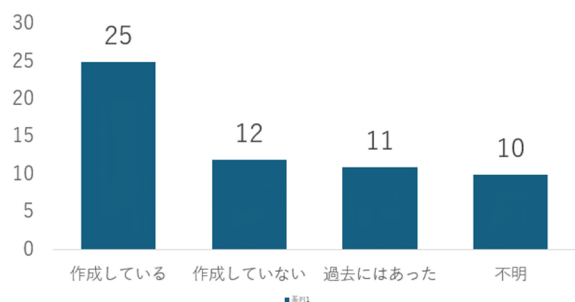
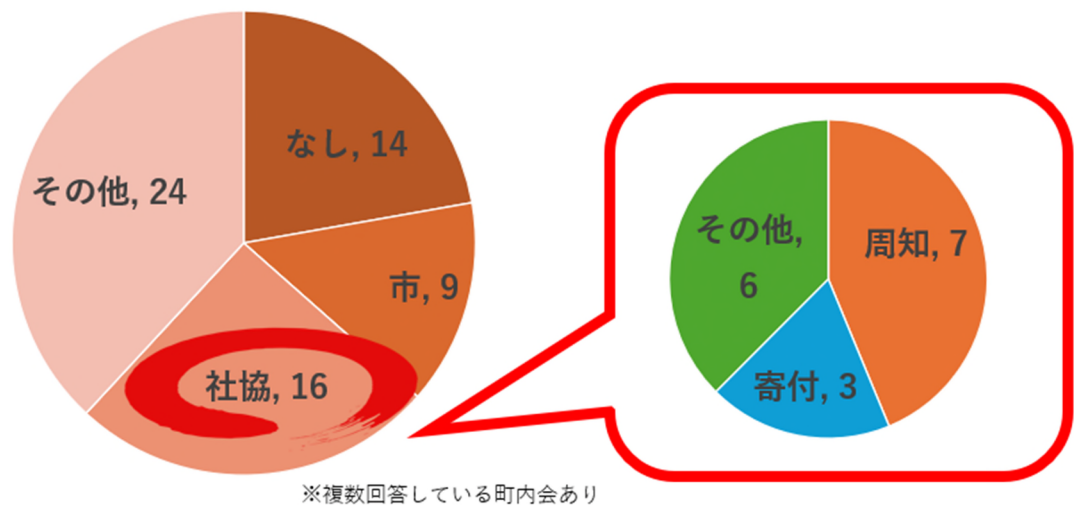


図3

・聞き取り項目の最後には、「社協としてどのような地域応援があったらいいですか」と尋ねた。その結果をどこ宛の要望なのか分けたもの・社協への要望を内容ごとに分けたものが図4である。

図 4



社協に対して、「今のままでいい」「できる範囲で行ってこれればいい」といった意見の他、

・回覧を回すのが大変になってきているので、WEBサイトで活動を公開する案が出ているが、どのように行ったらよいか。

・町内会員ではない方に対しての支援をどのようにしたらよいか。

・町内会と民生委員のつながりが無いため、町内会と民生委員との横のつながりができるような働きかけをどのようにしたらよいか

・他の町内会がどのようなことをやっているのか知れるものを作成してほしい

・町内会加入率・担い手について町内会だけでは難しい。協働してほしい。

・町内会員の高齢化により、亡くなる方や施設に入居される方が増えている。町内会の戸数が減ってくると町内会自体の運営が難しくなると考えているため、運営方法などを教えてほしい。

といった町内会の運営・働きかけの仕方や要望についての声があった。

また、社協に対しては、「社協で寄付の窓口を多数やっているが寄付の使い道をわかりやすくしてほしい」「寄付を集めることが負担」「社協の事業について知りたい」といった寄付についてや社協全体の周知についての話が大部分であった。

## 事業を行った評価

・社協や包括を知ってもらえる機会となり、「〇〇について知りたい」といった問い合わせが来ることになったり、町内会主催の会議のメンバーとして呼ばれるようになったりとなつたりとつながりを作るきっかけとなった。また、町内会同士をつなげるきっかけ作りにもなった。

・社協の周知不足の声があることから、これからの周知方法について検討する機会となった。特に寄付について理解してもらうには、ただ書面で伝えるだけではなく実際に会い・直接説明する大切さを改めて実感した。

・聞き取り調査の結果から、「地域ミーティング」の開催、「福祉タウンページ」の作成を検討している。地域ミーティングは町内会・サロンだけではなく学校や企業といった地域を取り巻く多種多様の人を呼び包括圏域で自分の地域のことを我が事として考える機会として行う（令和6年度実施予定）。「福祉タウンページ」は現在、事業所ごとに福祉の情報を発信している（介護の情報・障害の情報・サロンの情報等）ことから、一冊に情報をまとめ、町内会や民生委員等の地域活動を少しでもやりやすくする冊子として作成を行う。特に「孤独死を発見した際の対応方法」「困ったときの相談窓口一覧」といったものをわかりやすくフローチャートで作成を行う（令和7年実施予定）。といった次の事業への発展へとつながった。

# 松前町社会福祉協議会

## 住民主体のボランティア体制を考える

### 事業を開始したきっかけ

地域訪問の際によく聞く「ちょっとした困りごと」に、地域住民による助け合いの仕組みを作り出したい。

「ちょっとした困りごと」→「今は何とか出来ているけど…」「これから大変になると思うな」→「そうなった時どうする？」を地域の中で考えたい。

### 活動内容

#### 松前町の現状

- 総人口・・・5,933人
- 高齢者人口・・・3,152人
- 高齢化率・・・53.13%

※令和6年5月1日現在

町内会：23町内会  
老人クラブ：16クラブ  
住民主体サロン：13団体



#### 松前町での生活支援体制整備事業について

- 平成28年10月より生活支援体制整備事業が動き出す!!!

\*日常生活圏ニーズ調査

対象者：3,014人（松前町在住の65歳以上）

回収率：89.7%



集計結果及び地区別集計結果をもとに

町内会との懇談会を開催し、生活支援コーディネーター活動の周知

- 平成29年度からは…

- \*住民主体サロン設立・運営への支援
- \*1層・2層協議体や関係団体との情報提供・共有
- \*生活支援体制整備事業講演会・研修会開催
- \*地域座談会開催・地域活動への参加
- \*各小学校への「高齢者・障がい者疑似体験学習」の実施
- \*高齢者お助け帳の発行
- \*北海道教育大学函館校 地域づくり支援実習受け入れ などなど…

#### 北海道教育大学 函館校 地域づくり支援実習について

- 地域づくり支援実習を受け入れるきっかけ  
北海道教育大学函館校 教授 齋藤 征人氏との出会い



研究会や講習会で 講師として  
よくお見かけする齋藤先生  
アドバイザー依頼も出来るんだ!





● 松前町でも

- ＊講演会や研修会の講師依頼
- ＊令和4年からはアドバイザー依頼



地域づくりのアドバイスをいただいているなかで考えたこと



大学生に地域に入ってもらって  
学生目線で松前町をみてもらうのも  
新鮮かも！！

北海道教育大学函館校の取り組み・  
地域協働活動のなかに  
約2週間ほど地域に滞在し  
課題を抱える地域づくりを支援する学習  
『地域づくり支援実習』があるよ～



でも…

今までの実習先の内容を聞いたところ  
被災地の支援や農産物の体験型など…  
高齢者福祉での介入は初めてみたいだし  
大丈夫かなあ…

## 初めてのことにチャレンジ！！

＊4名の参加があり 地域づくり支援実習がスタートしました

令和4年8月22日（月）～9月 1日（木） 11日間

実習概要：住民主体とした地域づくりを考える

実習内容：高齢者の生活実態・自主的活動の調査

- ①7地区でのアンケート戸別訪問
- ②各地区で開催している「住民主体サロン」や「元気づくり会」へ参加・情報交換やボランティア活動の研修
- ③アンケート結果をもとにワークショップ

## 地域づくり支援実習 <1回目の様子>



～ アンケート戸別訪問の様子 ～

～ 地域座談会の様子 ～



～ 夕食作りの様子 ～

～ ピザ焼き体験の様子 ～



～ ワークショップの様子 ～

＊アンケート訪問に関して

訪問地区：7地区

訪問世帯：79世帯 84名

＊アンケート内容

- ・日常生活をしていくうえで 困りごとを助けてもらっているか
- ・どんなことで困っているか
- ・町内で高齢者や地域住民が集まっている場に参加したことがあるか
- ・他

＊アンケート集計結果から見えてきた困りごと

- ・除雪
- ・話し相手・コミュニケーションを取る場
- ・送迎
- ・災害時の避難

まだまだありましたが 意見の多かったこの4つの困りごとに  
絞り2層協議体委員・各町内会長・地域住民へ参加を呼びかけ  
ワークショップを開催しました

## 『大儀と待機をなくして 大好きなまちに！』

最終日の報告会では 2年生の実習生が松前町へのテーマを考え発表してくれました

地域訪問の際によく聞いた「大儀」（面倒くさい）という言葉と地域の現状を表現できる「待機」（誰かがやってくれるなら）という言葉が強く印象に残ったそうです

## 地域づくり支援実習 1回目を終えてみて…

お盆明けよりコロナウイルス感染症の増加！！

当初予定していた日程はほぼ変更でしたが…

4名の実習生は感染予防対策をしっかりとし 11日間の日程を無事終了しました



## 地域づくり支援実習 <2回目>

\*3名の参加があり 2回目の地域づくり支援実習がスタート

令和5年8月21日（月）～8月31日（木） 11日間

実習概要：住民主体としたボランティア体制を考える

実習内容：高齢者の生活実態・自主的活動の調査

- ①豊岡地区をモデル地区とし戸別訪問
- ②豊岡地区で開催している「元気づくり会」へ参加
- ③情報交換やボランティア活動の研修
- ④アンケート結果をもとにワークショップ

## 地域づくり支援実習 <2回目の様子>



～ アンケート訪問の様子 ～



～ 町内会活動実践事例の講話 ～



～ ワークショップの様子 ～

\*アンケート訪問

訪問日程：8/22～25 4日間

総件数：115件（訪問 95件 不在等 20件）

\*アンケート内容

- ・移動に関すること
- ・病院に関すること
- ・日常生活に関すること
- ・集いの場に関すること
- ・スマホに関すること



\*アンケート集計結果から学生が考えたこと

- ・移動に関すること  
→車での送迎ボランティアはどうか？
- ・日常生活に関すること  
→ボランティア制度による手助けはどうか？
- ・集いの場に関すること  
→個々の趣味・特技を活かした教室や要望に応じたイベントを開催するのはどうか？

## 地域づくり支援実習 2回目を終えてみて…

猛暑の中の地域訪問  
ホント大変でした！！

地域訪問中に 野菜などの差し入れをいただき地域の皆さんの温かさに感謝です！

3名の実習生は熱中症対策をしっかりとし 11日間の日程を無事終了しました



嬉しいかた  
差し入れ  
(\*^-\*)



## 地域づくり支援実習の結果を通して…

1年目 アンケート訪問結果とワークショップ結果を  
2層協議体委員会にて 情報の共有と協議検討

↓  
ボランティア体制の構築を考える必要があるのでは…

↓  
2年目 アンケート訪問結果とワークショップ結果を  
2層協議体委員会にて 情報の共有と協議検討

↓  
協議をかさねた結果 有償ボランティア団体を立ち上げよう！！

## 頼りになります！しています！2層協議体！！

＊訪問した地域・お話をした方々にはとても  
喜ばれた大学生の『地域づくり支援実習』  
そのまましておくのは勿体ないっしょ！！



今までなかったことを ！から作るのは大変だけど 失敗したっていいべさ その時は 修正かければいっしょや？  
住民主体なんだから 必要に応じて変えてもいんでないの？  
とりえず 動いてみるべ 始めてみるべ

## 動き始めたボランティア…

名称は…

生活支援サポート  
なんも300

に 決定！！

＊今年モデル地区で試行

＊一歩ずつ 住民主体の活動が 確実に根付いてきています

今まで不安を感じていても あと一歩が踏み出せずにいた住民を  
後押ししてくれたひとつのきっかけが『地域づくり支援実習』  
2年続けた『地域づくり支援実習』の結果をもとに 皆さんと  
協議検討した結果が形になりました

私は 地域の皆さんに支えられ  
助けられ 今の生活支援コーディネーター事業を続けてくることが  
できました



大好きな松前町の皆さんに感謝です♡

## 事業を行った評価

2層協議体での協議検討を続けた結果、住民主体の「有償生活支援サービスなんも300」の立ち上げが出来た。

今までは、「やるなら手伝うよ」と一歩引いた所からの言葉だったが、自分達でやっていこうという気持ちを引き出すことが出来たことは、最大の評価であるとする。それに加え、地域課題の整理もでき、目標を持つことができた。これから多様なニーズが出てくることが予想されるが、行政や社協に任せきりにならず、住民主体で自由に活動できるように後押しができたことも評価につながると考える。

# 乙部町社会福祉協議会

## 社協職員と地域おこし協力隊の二刀流

### 事業を開始したきっかけ

東京から地元に戻り始めるにあたり、地域おこし協力隊の制度を活用し、社会福祉協議会へと配属になった。社協職員として働く一方で、地域おこし協力隊として、町の活性化の一助になりたいという思いから地域活性化を目指したイベントや組織を立ち上げるに至った。

### 活動内容

#### ・社協職員となるきっかけ

コロナ感染症を機に、いつか戻ろうと思っていた地元（乙部町）へ帰ることを決意した。仕事を探そうと、地域おこし協力隊の募集を見つけた。福祉関係の仕事は未経験だったが、地元の為になる事であればなんでもやると決めていた。自分自身も最大限、町民の皆さんと故郷の町を楽しみたいという思いがあった。

#### 協力隊任期3年でやってきたこと

##### ・着任一年目

慣れない福祉の業務を覚える。  
数多くの町民に会う事を心がける。（地域行事などに積極的に参加）  
町で知り合った方々と地域活性イベント（マルシェなど）を開催

##### ・着任二年目

他の道南の町の情報や、連携して地域全体を活性化していく目的もあり、道南地域おこし協力隊員の数名でネットワークを立ち上げる。  
社協業務の一環で行っていた、高齢者教室や自治会サロンで、私自身が楽しんでいたモルックという軽スポーツの楽しさを広める。

##### ・着任三年目

高齢者中心の活動だけではなく、地元の高校でのゼミの授業担当や、小学校の親子レクなどにも活動を広げる。  
高齢者教室や自治会サロンで広めてきたモルックが町民の方々にも認知され、乙部町モルック協会を設立し、第一回乙部町長杯モルック大会を開催。町民120名参加。

## 社協業務と立ち上げた地域活性化団体等の関わりあい

- 例) 買い物困難地域でのマルシェなどの買い物イベントを開催（地域団体として）  
マルシェの告知などを高齢者教室、自治会サロンで行う。  
車がなく、行きたいけど、行けない高齢者の方々の声を聞く。  
社協として送迎をお願いできないか、地域団体と社協の間で調整する。

## それぞれのメリット

社協→もともと地域から社協はどんなことをしているのかわからないとの声があった。社協の認知度を上げるためにも地域のちょっとした困りごと（今回は送迎手段がない）を解決し、地域への認知度、理解度の向上が見られる。

地域活性化団体→来ていただきたかった層（買い物困難地域の方々に身近に買い物を楽しんでもらいたい方々）の集客が増える。イベント出店者も売り上げがあがることで、次回開催等もやりやすくなる。

地域住民→近くで買い物ができる。（町内業者以外にも道南各地の業者が集まってくれた）送迎もしてくれるので利便性が向上。

## もっと社協職員も地域に積極的に飛び込んでいこう

- ・地域行事、イベント等地域で行われる行事などに参加することで、地域課題の発見や、初めて話す方々とのコミュニケーションもうまれ、社協として関われる事、解決の助けができる事のきっかけがうまれる。
- ・地域住民の事をもっと知ることによって、ニーズや課題を認知し、より社協が提供する福祉サービスのリソースのさき方や事業の内容を住民の課題解決にフィットしていくとができるようになっていくのではないかと考える。

## 事業を行った評価

- ・地域との関わり合いが増えることで、町の福祉課題とも直面するが、両方向（社協職員、地域団体）からのアプローチや協力関係をつくり、お互いにメリットがあり、町民の方々を含めた三方良しの体制の構築ができた。
- ・積極的に地域に入っていき見つけたニーズを今後社協が取り組むべき、課題や事業の枠組みに取り入れなどを検討できるようになってきた。

## ボランティア団体とボランティアセンターとの連携実践事業

### 事業を開始したきっかけ

衰退する生活関連支援ボランティア活動と鈍化したセンター機能（役割）を復活させるため、安定的に持続可能な仕組みづくりを行う上での課題やその解決策を模索することを目的に、社協職員自らボランティア団体を組織し、活動しながら、需要の再調査とボランティア団体が活動するうえでの障壁、その障壁を解決するために必要な社会福祉協議会（ボランティアセンター）が担うべき後方支援の在り方を検討することとした。

### 活動内容

#### 1 課題の整理

##### 課題1

ボランティアセンターが最初に設立されたと思われる平成7年当時、活発に行われていた家事援助、傾聴、草刈りなどの活動は、年を追うごとに衰退し、支援を必要とする方の近隣住民の善意によって保っている現状にあった一方で、固定化する支援者の負担感が増大、事故発生時の補償が曖昧となり自然消滅してしまった。

##### 課題2

高齢化や介護度上昇に伴う身体能力の低下からドアツウドアを必要とする高齢者が増加する中、介護保険サービスや外出支援サービス（町施策）では補いきれない支援の仕組みや担い手の確保が難しい状況となっていた。

##### 課題3

地域における少ないサービス資源の中で、高齢者の生活上のちょっとした困りごとを解決するために、ケアマネジャー自らが担当利用者の支援に当たっている現状にあり、これらの需要に対応できる仕組みづくりが切望されていた。

#### 2 ボランティアセンターとしての後方支援の整理

##### 整理1

貸出車両の保険適用の確認

##### 整理2

活動道具の整備（除雪道具やスコップ等社協事務所の維持管理でも使用する道具から整備）

### 3 有償ボランティア団体の活動実績（令和5年度）

設立、準備期間を経て、5月から翌年3月までの11ヶ月間で33名の高齢者や障がい者に、草刈り、移動支援、除雪など延べ81回の活動を行った。

	片付け	傾聴	服薬確認	草刈り等	移動支援	買物支援	散歩同行	除雪
利用者数	2	1	1	5	25	3	1	3
利用回数	2	3	6	7	38	7	7	11

（※利用者数合計が41名となっているが、複数支援を受けている方が8名おり、実人数は33名となる。）



### 4 ボランティア活動から見てきたこと

- ① 地域柄か家庭菜園や花壇を趣味とする高齢者が多いが、畑起こしや草刈り等の重労働となる下準備が必要だが、年齢を重ねるとともにこの作業が負担となっており、今後増加する需要と推察できた。
- ② 畑起こし、草刈り、剪定、除雪などの作業は、依頼者も現場立会してもらうことにより、要望・指示といった形での会話が成立し、孤独感の緩和が期待できた。
- ③ 町内には鉄路、バス路線のほか、巡回バスやタクシー、福祉有償運送など複数の移動手段が存在し充実しているかに思えるが、停留所までの移動、経済的課題、福祉有償運送の利用回数制限など、ドアツウドアを必要とする高齢者が住み慣れた地域で住み続けるためには、公共交通や制度の狭間を埋める移動手段を整備する必要を感じた。
- ④ 片付け、傾聴、服薬確認、散歩同行などは、少しの支援で出来る事が増え、その活動が他の活動（傾聴→畑起こし）のきっかけとなり、本人のやる気を引き出せることを実感できた。
- ⑤ 町内の介護関連職員から休日の自身の買い物時に「買い物代行」ができるのではないかと思案している話を聞き、町内には確実にボランティアの芽はあると確信できたため、これを芽吹かせる仕組みやきっかけづくりの大切さを実感した。

### 5 ボランティアセンターに必要な機能

- ① 窓口機能
  - 地域住民に親しみのある社協（ボランティアセンター）が利用者・ボランティア団体との橋渡し役を担うことによって、双方共に安心できる。
  - 包括支援センターやサービス事業所とのスムーズな連携が可能となる。
  - 支援内容に合わせたボランティア団体を紹介でき利用者が気軽に相談できる。

## ② 機材調達

- ボランティア活動に使用する資機材やその保管場所について、ごく小さな地域単位でのボランティア団体が複数立ち上がることが期待でき、より細やかな支援に繋がる。
- 需要の高い移動支援に関し、福祉有償運送事業など制度的ハードルをクリアする必要があるものの、少なくとも社協が介在することによって車両確保の面ではハードルが下がると思われる。

## 事業を行った評価

活動団体として、支援を必要とされる方の需要は多種多様であり、例え専門知識は乏しくとも利用者の指導を受けながら活動することによって、出来映えは素人でも利用者とのコミュニケーションを大事にすることによって、利用者本人の活動意欲に繋がることが分かった。これら培った経験を、「ボランティアセンター」や「行政」へ反映できる組織づくりを目指す。

また、ボランティアセンターとして、今回の活動で得た後方支援の在り方を継続し、団体の活動事例を積極的に広報し、活動団体の輪を広げ、資機材を充実し、活動団体に頼られる組織づくりを目指す。



## 南幌町社会福祉協議会

# 生活困窮者支援からフードバンク事業へ

### 事業を開始したきっかけ

令和2年3月から令和4年9月まで実施された生活福祉資金特例貸付の申請受付やその後の償還免除申請等の相談、その他町独自の愛情銀行生活資金貸付事業などの相談を受ける中、貸付に結びつかない方や生活費に困った相談者へ迅速な対応が必要な方々が増えたことをきっかけに、備蓄品の提供を実施。在庫が減る中で、ますます需要が増えていたことから、町民からの食糧提供と生活困窮者への食糧支援を行う事業を令和6年度から開始した。

### 活動内容

#### フードバンク事業について

家庭内にある余剰品を社協窓口で受付

<条件>

- ・賞味期限が2ヶ月以上あるもの
- ・缶詰・フリーズドライ食品、インスタント食品、お歳暮等贈答品の余剰分、お菓子、乾麺、各種調味料、飲料等
- ・常温保存、未開封の物※生もの等は受付しない。

社協事務局にて、賞味期限・在庫管理を実施。

現在では、米や日用品なども備蓄しているが、相談内容からあらゆる世代に対応するための備蓄品が足りないものもあることから、共同募金の助成金を活用。

#### 南幌町社会福祉協議会の主な生活困窮者支援事業

- ・生活福祉資金（本則）
  - ・緊急小口資金
  - ・安心サポート事業
  - ・愛情銀行生活資金貸付事業（町独自事業）
  - ・安心サポート事業（町独自事業）
  - ・フードバンク事業
- 道社協より受託事業



南幌町社会福祉協議会  
**フードバンク**  
はじまります

ご協力よろしく  
お願いします！

**食べられるけど不要な食品はありますか？**

フードバンクとは、まだ食べられるけど様々な理由で処分されてしまう食品を  
食べ物に困っている方々等へ届ける活動のことです。  
社協では町民の方から食品の寄付を受け付けます。

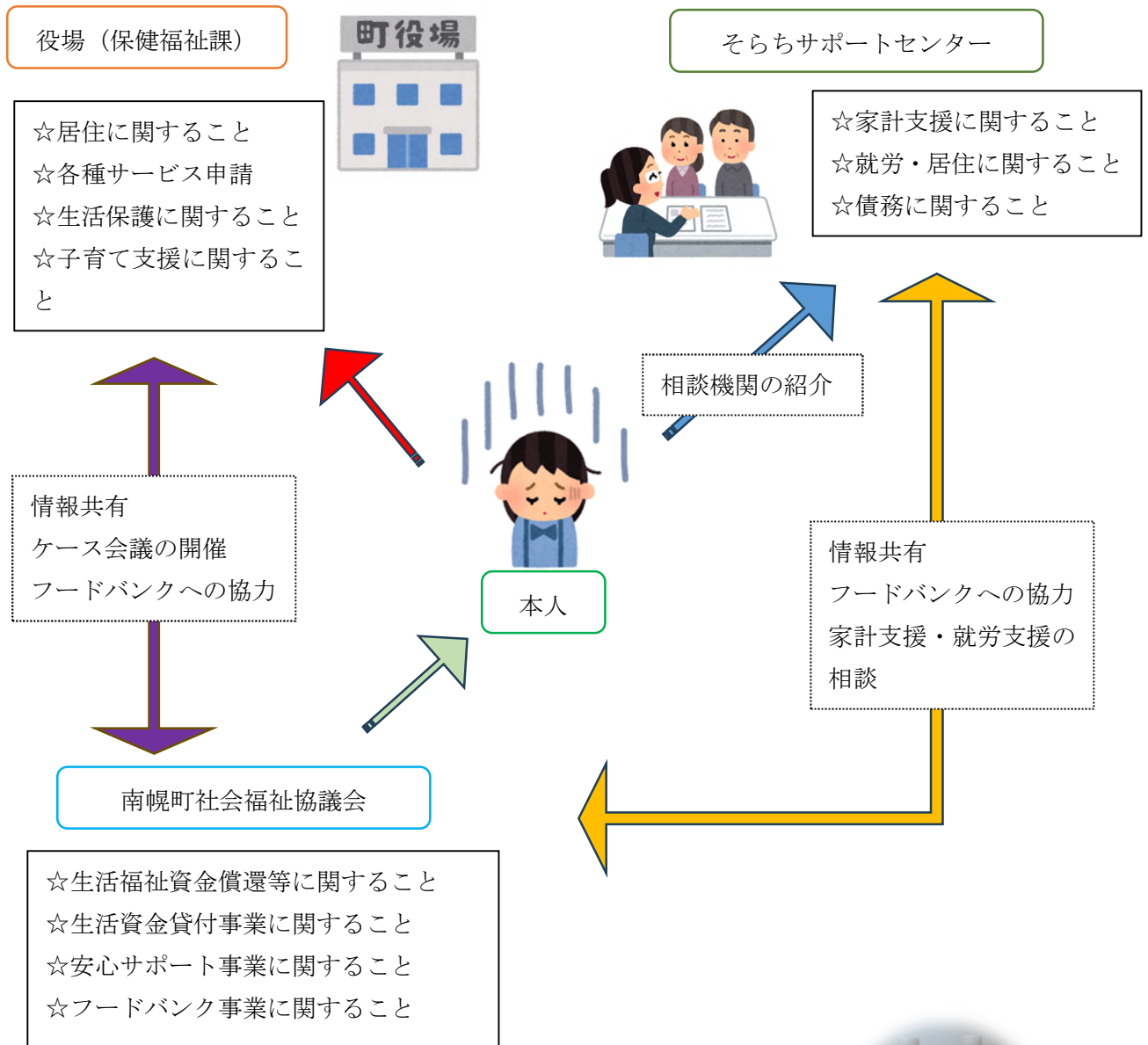
- ・賞味期限が2ヶ月以上あるもの
- ・缶詰、フリーズドライ食品、インスタント食品、お歳暮等贈答品の余剰分、お菓子、乾麺、各種調味料、飲料 等
- ・常温保存可能で、未開封のもの  
※生ものはご注意ください  
※商品によっては受付できない場合もありますのでご了承下さい

お持ちの方は直接、社協窓口までお越しください。

南幌町社会福祉協議会  
南幌町中央3丁目4-26 あいくる2階 ☎378-2088  
月曜日～金曜日 8:30～17:00(土、日、祝日は休業日です)



社協では、総合相談窓口として相談受付を行い、あるいは保健福祉課窓口でも相談を受付、貸付相談であれば引き続き社協で対応。面談する中で必要な支援策を判断し、支援や申請補助を行う。必要に応じて、給付や貸付できるまで時間を要する場合は、フードバンク事業を併用し、食糧支援を行う場合もある。



**フードパントリー事業について**

生活困窮者支援事業相談時に、迅速な食糧支援が求められる場合に貸付申請等と併せて対応。保健福祉課や生活困窮者自立相談支援事業所と連携。その後の支援継続を図り、家計改善へつなげている。



これまでの実績（R6年8月～11月）

母子家庭世帯（母親、子ども4人の世帯）

相談内容：パート勤務で収入が少なく、借金もあり、  
返済のため、食糧費を捻出するのが困難。  
児童手当等給付までの食糧の支援を希望。

支援内容：安心サポート事業利用と食糧提供

提供品：レトルトカレー、鯖缶等、お菓子  
トイレットペーパー、乾麺



30代夫婦世帯（夫トラックドライバー、妻自営業子ども3人の5人の世帯）

相談内容：夫の勤務形態が不規則で、収入も不安定。月によって給与に変動がある。子どもも不登校や非行傾向にあり、妻は十分に勤めることができず収入は低い。前年度の税金が高く、また家計費の穴埋めにカードローンがかさみ家計を圧迫。車検代や食糧費を捻出することが困難。生活資金貸付事業の利用とフードバンク利用を希望。

支援内容：町独自事業の愛情銀行生活資金貸付事業の利用と食糧支援

提供品：米3キロ、鯖缶、レトルトカレー、菓子類

### 食糧支援で心掛けていること

- ・できるだけ面談を行い、顔の見える関係性を作る。
- ・生活困窮者支援事業利用に至らないケースにおいても、他の支援機関や保健福祉課と協議をし、支援方法を検討。その間、時間を要することも多く、食糧支援は迅速に行っている。
- ・食糧支援提供品は、3日程度とし、家族構成や生活状況を加味している。その場かぎりとならないよう、次回面談日を決め、継続的支援を心掛けている。

### 利用者からの声

- ・子どもに食べさせられないのが一番つらい。お菓子も買えないので、支援してもらえて助かった。
- ・米が買えず困っていた。とりあえず今日・明日乗り越えられて良かった。

### 食糧提供者からの声

- ・町でどのくらい困っている人が居るのか知らなかったので、協力出来てうれしい。
- ・余っているもので良いのであれば協力したい。

A colorful poster for a food bank. At the top, a yellow sun with a smiley face is on the left, and a blue starburst is on the right. Text reads: "食べきれない食品を 食糧支援を必要とする方へ届けます". Below this, the title "フードパンドリー" is written in large, bold, yellow letters. Underneath, it says "窓口：南幌町社会福祉協議会 保健福祉総合センター「あいくる」2階" and "8:30～17:00". The middle section shows various food items like a bag of "Sally" flour, a can of "normal" soup, and bottles of oil and water. At the bottom, there are two boxes with text. The left box is titled "お持ち帰りできるもの" and lists "缶詰、乾麺、ドリンク、インスタント食品、お菓子類、お徳用等の密封品などその時集められたものをお渡します。" and includes a "【注意事項】" section with "・賞味期限が近いものも含みます", "・未使用・未開封のものです", and "・常備保存が可能なものです". The right box is titled "フードパンドリーとは～" and explains that it's for those who can't eat all their food and provides support. It also states that the food bank provides food to families in need, including those who don't have much money, and that the food is provided from donations from companies and individuals. At the very bottom, it says "主催：南幌町社会福祉協議会" and "お問い合わせ先：011-378-2088 南幌町中央3丁目4番26号".

## 事業を行った評価

- ・チラシを作成し、社協だよりやSNSで発信することで、様々な方からの賛同を得て、食料品の提供を受けることができた。また、地方新聞で取り上げてもらい、これまで社協と関わりが薄かった町民からも事業を知ってもらうきっかけとなり、行政からの賛同を得ることもできた。
- ・保健福祉課や生活困窮者自立支援相談事業所との連携も濃くなった。
- ・町民に問題解決に向けて新たな事業への展開も見られた。
- ・備蓄品の管理が難しい。提供品を無駄なく相談者へつなぐための管理体制を整える必要がある。
- ・備蓄品の品目が不足するため、多少の財源は必要である。

## 中川町社協の福祉教育元年～地元中学校と協働で人材育成

### 事業を開始したきっかけ

介護人材不足は、日本全体で深刻な社会問題となっている。特に地方や過疎地においてはその影響が顕著で、中川町も例外ではなく「人材不足」は深刻な課題である。

中川町には高校が無い、中学を卒業した子どもたちが進学のために親元を離れることが一般的である。

そうした背景から、その後も地元を離れて就職することが多く、結果として地元に戻ってくる者は本当に少ない状況となっている。

従前より実施していた小学校や中学校への活動は福祉啓発に着目したものとなっており、断片的となっていた感があった。

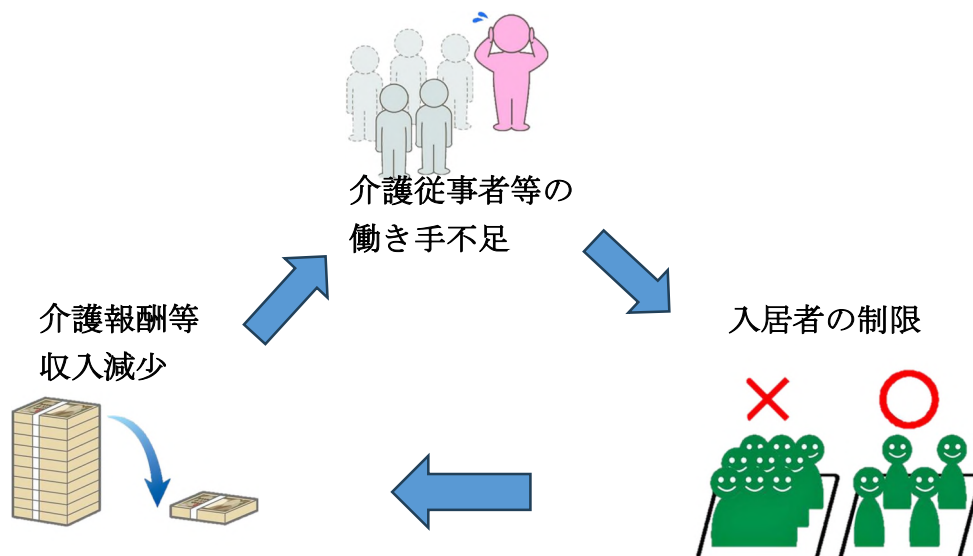
小学校から中学校と一連した福祉教育を通じて、介護職への理解や魅力を伝えることで、地元の福祉に対する関心を高め、少しでも地元での人材確保を目指すといった要素も盛り込む必要性を強く感じ、改めて事業内容の見直し、実施となった。

### 活動内容



#### 中川町社会福祉協議会を取り巻く大きな問題

中川町社会福祉協議会では、「特別養護老人ホーム」「デイサービスセンター」「認知症グループホーム」を指定管理にて受託、社協独自で「訪問介護」「居宅介護支援事業所」の介護保険事業を運営しているが、『人材不足』が深刻な問題となっており、特養では利用制限をせざる得ない状況となっている。



## 中川町社会福祉協議会における学校での福祉教育

従前より、小学校や中学校の児童・生徒への福祉教育は、数は少ないものの実施はしていた。

### 《小学時》

#### ●ミニふれあい広場

町立中央小学校5年生を対象に、高齢者や障がいのある方々への関心を持つ機会を提供しながら、思いやる心や福祉意識の向上を目的として、施設見学や車いす体験、福祉用具や機器の体験。



### 《中学時》

#### ●町立中学校PTA全校親子ボランティア活動

施設の窓拭きや福祉用具等の清掃を主としたボランティア活動の受け入れ、ボランティアの後に『ちょこっと福祉講座』を開催。



「ちょこっと福祉講座」感染症について  
手洗いチェッカーを用いて手洗いの重要性を確認

#### 中学校校長先生より

『地域の福祉が衰退するのはさみしい。地域に愛着を持ち、地域を担う人材になってほしい』『小学校から中学校と一連した福祉教育が必要』との提案を頂く。



## 新たな取り組み『地元から人材を育てる』

中学校からの提案が地域に必要な人材をその地域で育成することの必要性の再認識、具体的なイメージを持つことが出来た結果、地域内で活躍してもらう人材を地元から育てる『人材の地産地消』の活動の後押しとなり、2022年より一つずつではあるが、取り組みをスタートさせた。

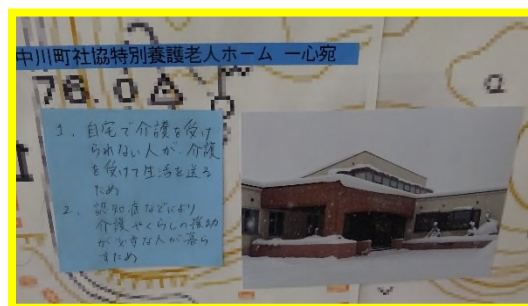
- 町立中学校2年生を対象に職業講話「福祉について」を実施  
2022年度…1回、2023年度…1回



- 認知症サポーター養成講座の開催  
2023年度…1回



- 社会資源マップ作りに関するオブザーバーとしての協力

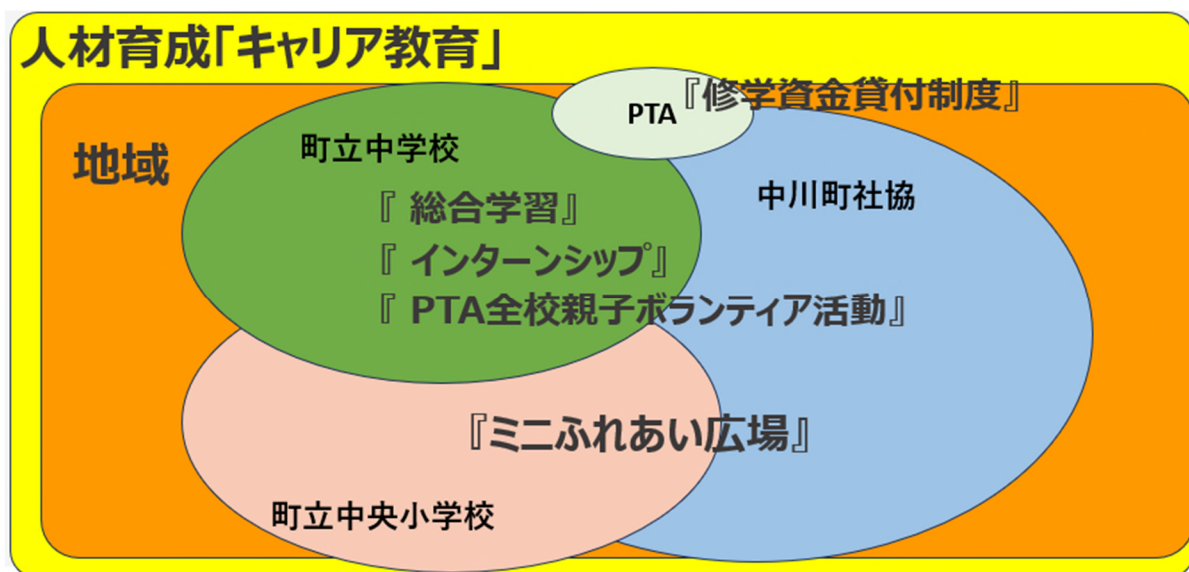




## シームレスなキャリア教育の構築

断片的な傾向となっていた社協の福祉教育を小学校から中学校の9年間にわたってシームレスなキャリア教育を行うことは、子どもたちが社会に出て活躍するための基礎を築く重要な取り組みと考える。

地域に根ざした生活経験に触れる機会が増えることで、子どもたちの視野が広がり、主体的に将来を考える力も培うためにも、学校と社協のみならず、PTAや地域も巻き込みながら行なえるシステムの構築をしていかなければならない。



## 事業を行った評価

この事業（取り組み）の成果が現れるのは数年後、もしかすると成果を得られないこともあり得るが、介護保険事業を展開する社会福祉協議会（社協）にとって、地域福祉活動への取り組みは人材育成を含む組織の基盤強化に直結するものである。

介護保険事業を安定的に運営するためには、地域福祉活動を通じて地域の信頼を獲得し、地域資源を活用しながら包括的な支援体制を整えることが重要と考えることから、地域福祉活動と人材育成の両輪での取り組みは、当社協の重点活動項目である。

そのためにも地域福祉活動と人材育成を支えることができる「持続可能な体制づくり（職員育成）」も不可欠であり、社協のみの対応に留まらず、行政等の関係機関全体が一丸となって、この問題に取り組めることを新たな目標の一つとしたい。



## 羽幌町社会福祉協議会

# 羽幌町生活支援相談センターの取り組みについて

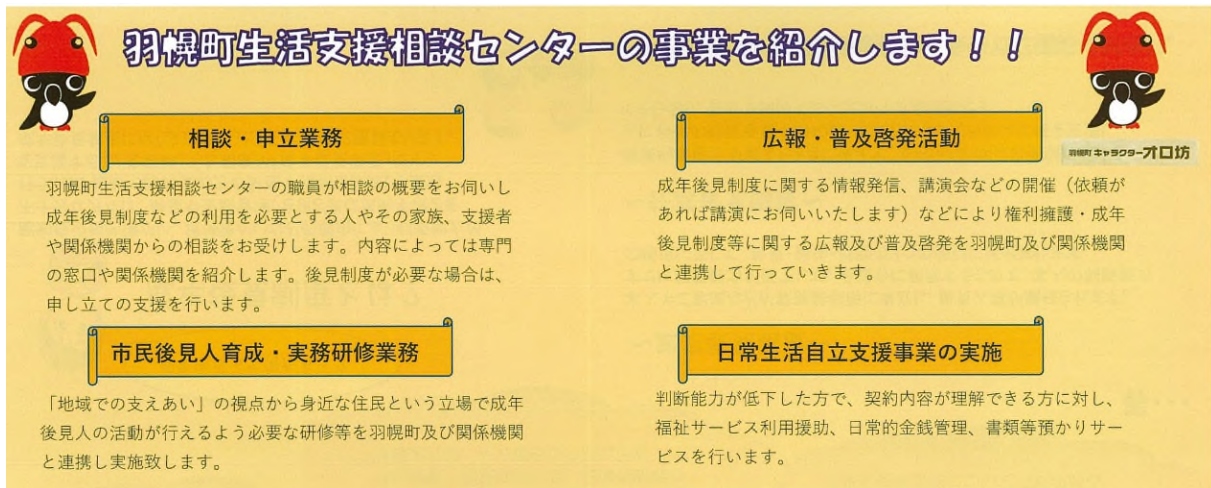
### 事業を開始したきっかけ

- 平成27年 羽幌町で第1回市民後見人養成講座開催  
「市民後見人の会」発足
- 平成30年 羽幌町社会福祉協議会に成年後見実施機関業務を羽幌町から委託を受ける。
- 平成30年 7月 「羽幌町生活支援相談センター」開設。
- 令和元年 第2回市民後見人養成講座開催
- 令和2年 1月 法人後見受任開始
- 令和4年 4月 羽幌町社会福祉協議会と羽幌町で「機能分担型」の中核機関設置。

### 活動内容

#### 羽幌町生活支援相談センターとは？

住み慣れた羽幌町で自分らしく安心して暮らし続けていくため、生活の不安や困っていることなど相談できる機関



**羽幌町生活支援相談センターの事業を紹介します！！**

**相談・申立業務**  
羽幌町生活支援相談センターの職員が相談の概要をお伺いし、成年後見制度などの利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。内容によっては専門の窓口や関係機関を紹介します。後見制度が必要な場合は、申し立ての支援を行います。

**広報・普及啓発活動**  
成年後見制度に関する情報発信、講演会などの開催（依頼があれば講演にお伺いいたします）などにより権利擁護・成年後見制度等に関する広報及び普及啓発を羽幌町及び関係機関と連携して行っていきます。

**市民後見人育成・実務研修業務**  
「地域での支えあい」の視点から身近な住民という立場で成年後見人の活動が行えるよう必要な研修等を羽幌町及び関係機関と連携し実施致します。

**日常生活自立支援事業の実施**  
判断能力が低下した方で、契約内容が理解できる方に対し、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等預かりサービスを行います。

#### 羽幌町社会福祉協議会の概要

- ①法人運営事業
- ②訪問介護事業
- ③指定居宅介護支援事業
- ④羽幌町指定管理者
  - (1) 羽幌町デイサービスセンター
  - (2) 羽幌町特別養護老人ホーム「しあわせ荘」
- ⑤町受託事業
  - (1) 成年後見等実施機関運営事業（生活支援相談センターの運営）

## 中核機関の設置

令和4年4月1日付で中核機関設置

機能分担型 羽幌町中核機関の役割

羽幌町中核機関（機能分担型）	
羽幌町 65歳以上：地域包括支援センター 65歳未満：社会福祉係	羽幌町社会福祉協議会 （羽幌町生活支援相談センター）
○相談機能 ○広報機能 ○成年制度利用促進機能 ・成年後見制度利用支援事業 （町長申立事務、報酬）	○相談機能 ○広報機能 ○後見人支援機能 ○市民後見人の養成 ○成年後見制度利用促進機能 ・法人後見の受任
【羽幌町成年後見支援会議】	
羽幌町：事務局、運営      羽幌町社会福祉協議会：構成員	
○後見人支援機能～意思決定支援、バックアップ支援	
○成年後見制度利用促進機能～受任調整支援	

## 法人後見受任に関する取り組み

社協内で、法人後見受任する体制整備を行った。他市町村の法人後見受任している社協要綱を参考に羽幌町社会福祉協議会要綱（案）を作成し理事会で承認され、令和元年8月1日から施行。日常生活自立支援事業の書類を参考に法人後見受任の関する書類を作成。羽幌町から生活支援相談センター運営事業受託金収入を主に予算書を作成。

受任体制が整ったが、いざ単独受任をするとすると、不安になった為、地域の弁護士に相談。弁護士が受任している羽幌町ケース2件を、財産管理は弁護士、身上監護は社協で行う複数受任をする方向性で話を進め、社協で家庭裁判所へ訪問し、弁護士と複数受任したい旨を書記官と打ち合わせを行う。書記官の反応としては、これだけ勉強してきているのに、なぜ複数受任なのか、親族後見人と専門職後見人というのはあるが、専門職後見人と法人後見人というのは前例がない。

しかし、身上監護を社協が担うのは仕組みの可能性としてはあり得る為、家裁としても一緒に協力していきたい回答を頂く。弁護士で追加選任の申立を家庭裁判所に行った。

市民後見人の会との打ち合わせでは、市民後見人の会登録人数15名に対して、法人後見支援員登録者数9名登録してくれたが、すぐに活動できると答えたのが3名であった。

課題として見えてきたのは

① 社協の報酬はどうするのか。

→社協としては、弁護士と一緒に複数受任をさせて頂けるという事で社協は報酬申立を行わず、無報酬。

② 今後社協としてはどのようなケースを受任するのか。

→（１）首長申立案件（２）財産が少ないケース（３）親族間でのトラブルがないケース（４）相続人がいないケース

## 受任状況

ケース①複数選任

令和2年1月～補佐類型受任

受任時：施設入居 生活保護受給者

令和3年10月死去 保佐人業務終了

ケース②複数選任

令和2年1月～補助類型受任

受任時：在宅～施設入居 現在施設入居

ケース③単独受任

令和4年4月～後見類型受任

受任時：療養施設に入院 生活保護受給者

ケース④単独受任

令和5年5月～後見類型受任

受任時：施設入居 現在施設入居

ケース⑤単独受任

令和4年9月～後見類型受任 後見監督人選任（旭川市の弁護士）

受任時：在宅～施設入居 現在施設入居

## 対応事例

ケース①複数後見事案

施設入居しており、体調が悪くなり病院に入院。看取りとなる。亡くなった後の事も考えなければいけない為、弁護士と社協で今後について相談。弁護士で相続人調査。前夫との子供2人、前々夫の子供が相続人として見つかり相続意思確認書を3人に送付。前々夫から相続する旨の返答あり、他2人からは相続の意思なしとの回答ある。相続の意思がある子が遠方であった為、相続人とやりとりを行う。葬儀費用については被保佐人の財産から捻出する事も相続人から了承を得ていた為、亡くなった後、相続人の希望の元、後見人で葬儀の手配を行った。火葬した骨についても、町内で永代供養をして頂ける寺があったので、納骨。永代供養管理料も支払を行う。

#### ケース④単独後見事案

在宅で過ごされており、体調が悪くなり入院。

寝たきりとなり、退院してからは在宅では過ごせない状況であり、親族もいない。首長申立で社協が後見人として選任。町内の特養に入居予定となるが、町内の特養は社協で指定管理をうけている一つしかない。家庭裁判所の見解では、指定管理者の特養に入居するのに後見人の社協が契約行為をする事が利益相反になる為、後見人の社協が特養の契約行為をする事ができない。契約行為が終了するまで、後見監督人が選任された。契約行為が終了後、後見監督人は解任となり、現在社協が単独で受任して

### 今後の課題

#### ○市民後見人の活動について

現在市民後見人の会登録者15名おり、法人後見支援員として9名登録3名がすぐに活動できると答えられているが、現在受任しているケースは施設入居の方々であり、コロナウイルスの影響で面会が出来ない期間が長かった為、法人後見支援員の活動が出来なかった。

定期的に市民後見人の会勉強会を開催しているが、今後、市民後見人の会が活動できる環境整備が必要。

#### ○利益相反関係

対応事例でも紹介したが、法人後見受任し、対象者が社会福祉協議会運営の福祉サービスを利用する場合、後見人の社会福祉協議会が契約行為を行う場合、利益相反になる為、今後どのようにしていけばよいか課題。

#### ○日常生活自立支援事業、成年後見制度に該当しない方への支援

相談事例で、在宅で過ごされている方で身寄りがいない方が入院されて一時の財産管理、入院費・公共料金の支払いをする方がいない等の相談が聞かれる事が多くなった為、日常生活自立支援事業、成年後見制度に該当しない方への社協独自の新規事業を考えていく必要がある。

## 事業を行った評価

いざ受任をしてみると色々な課題と把握しておかなければならない事が見えてきた。基本、身寄りがいない方を受任するのだが、被後見人が死亡した時の相続人調査や費用関連、どのような対応をしていけばよいか等。

現在、機能分担型の中核機関があるので、困った際は、羽幌町と相談し、都度成年後見支援会議を開催し、弁護士や行政書士・ケアマネ等の関係機関も交えて対応策を一緒に考えていけるのが中核機関の強みである。

今後については、成年後見事業だけではなく、羽幌町生活支援相談センターとしての事業にも当てはまらないが、需要がある新規事業を検討していく事とする。

## サロン活動と地域活動支援センター活動について ～地域住民と障がい者の憩いの場として～

### 事業を開始したきっかけ

地域活動支援センター「ふらっと」は、障がいのある方が、家に閉じこもりがちなので、週に1度でも外に出る機会と、他の人とふれあうことによりコミュニケーションを図ることを目的として事業を開始した。

サロン活動は、高齢者をはじめ地域住民の憩い・交流の場として事業を開始した。

### 活動内容

#### ○活動の概要

地域活動支援センター		サロン活動
平成21年度	開始年度	令和5年度
毎週月曜日（祝日時は火曜日）	活動日	毎月第2・第4水曜日
午後1時30分より2時間	時間	午前10時より2時間
ほけんセンター	場所	浜頓別町交流館
100円（調理時）	参加費	100円（お茶代）

#### 地域福祉活動支援センター（ふらっと）の活動内容

##### ○畑作業の1コマ



##### ○野菜販売の1コマ



○制作活動の1コマ



○調理活動の1コマ



○町民文化祭への出展



○日帰り旅行の1コマ



○施設見学の1コマ



## ゆぼさぼサロンの活動内容

○かご作成の1コマ



○おとなのぬり絵の1コマ



○麻雀サロンの1コマ



○お茶サロンの1コマ



## 事業を行った評価

- ・地域活動支援センター「ふらっと」の活動については、障がいを持っている人（メンバーさん）は支援する人（ボランティア）から、自ら教わりたいことを教わることで充実した活動に繋がっている。
- ・メンバーさんからは、調理した物を販売したいと云う意欲的な話もあるが、多々課題があり繋がっていない。
- ・地域に障がいを持ち、外出の機会が少ない人がいるにも関わらず、個人情報から参加に繋げることが難しいと云う課題がある。
- ・サロン活動については、参加者が年々増えてきているので、より充実した活動に努めていく。
- ・地域活動支援センター活動及びサロン活動には、ボランティアとして民生委員並びに主任児童委員が関わっている。

美幌町社会福祉協議会

## 石川県・志賀町災害ボランティアセンター

### 派遣支援からの学びと気づきについて

#### 事業を開始したきっかけ

美幌町社協では、北海道社協からの派遣要請により平成30年北海道胆振東部地震へ職員2名を2度派遣。その後、令和元年房総半島台風は道域での要請はなかったが、町社協独自に職員1名を派遣している。

コロナ禍に入り、災害派遣要請も独自派遣もなかったが、令和6年能登半島地震が発生。北海道社協より派遣要請があり石川県へ令和6年2月、6月と職員を派遣した。

#### 活動内容

##### ●派遣期間

1回目 令和6年2月21日～27日 / 2回目 令和6年6月12日～18日

##### ●派遣先

石川県志賀町災害ボランティアセンター

##### ●派遣体制

北海道ブロックより4名体制での派遣

##### ●派遣先の役割

> 1回目（令和6年2月21日～27日）

応援職員は、志賀町災害VCの機構の内4つの班に分かれてそれぞれ活動した。

被災して2か月・災害VC開設から1カ月のためか情報が混沌としていた。ニーズも緊急的なものや技術系案件（重機・工具等）が多い。

> 2回目（令和6年6月12日～18日）

大まかに班に分かれて作業するが、応援職員で様々な班を兼任するような形で活動した。

災害VCから「ささえあいセンター」への移行の時期であったためニーズは安定的。

1回目派遣の志賀町災害VCの様子



2回目派遣の志賀町災害VCの様子





### ●志賀町富来市街地の光景

富来の商店街に入るとすぐ目の前に、二階建ての家屋が倒壊し、2階に押しつぶされている車両がある光景が1回目派遣・2回目派遣ともにそのままになっていました。住人は志賀町を離れて新しい生活をしているのか、避難所にいるのか、派遣職員では情報をつかむことはできませんでした。

上記の家屋の改修はいつ始まるのか、家屋の持ち主の所在について等考えている中、住民へのアポイントの電話や被災ニーズの聞き取り等を行う際「私はもう金沢市に家がある」「今は引っ越しして県外にいるため、現地での立ち合いは難しい」という声を多く聞きました。

被災した地域で暮らし続けていくことが、目的である災害 VC での支援活動であるのに歯がゆさを感じた場面も多かったです。

## 事業を行った評価

### ・情報共有は多くの人としよう

災害VCの機構は班分けされ、それぞれで活動を行う。(現地調査班・マッチング班・資機材班・・・etc.) 活動者も派遣職員なので入れ替わっていく。「このボランティア派遣の現場、活動者2人でOKってなっているけど無理じゃないか」「ボランティアでこんな大きなブロック塀を壊すなんてできるのか」「〇〇班は今何しているのか、どんな手順で活動しているのか」など様々な疑問は、現地社協職員・それぞれの班の枠を超えて派遣職員同士で情報を共有すること。

疑問の解決にならなくても、「問題提起」や「センター内の共通認識を増やす」ことで被災者のニーズにこたえるきっかけになる。

### ・平時から地域の「ヒト・組織」を知ろう

「ヒト・組織」「民間企業・公共機関」に関わらず、平時からつながりを持っていくことが、災害復旧の一番の近道と考える。社協を「知ってもらう」こと。地域の企業や組織とつながりを持ち社協も「知る」こと。緊急事態に何かの突破口になり得る。

### ・作業ではなく生活支援

地震なら大型家電・がれきの搬出、台風なら家の中に入ってきた水や瓦の処理など、力や人工が必要で効率よく動けばすぐ終わる作業。そうではなく「被災者がこれからも、その家で暮らすための生活支援」と考えると、被災者からのニーズの優先度が明確化されて、早急なボランティア派遣を行えると考えられる。

## コロナ禍で生まれた「つながり」づくり事業

### 事業を開始したきっかけ

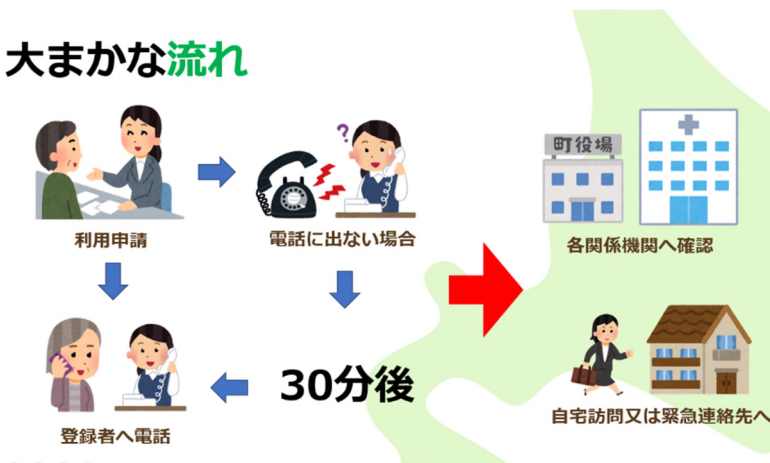
新型コロナウイルス感染症の影響により、サロン活動等の事業が中止。  
外出の自粛により住民同士の「つながり」の希薄化に懸念があり、コロナ前のつながりを無くさないためにも新たに2つの事業として実施した。

### 活動内容

#### ◆ハート電話サービス事業

- ・内 容：下記対象者の方へ電話し体調面の確認や最近の近況について話を伺う
- ・対 象 者：町内にお住いの80歳以上、独居の方でサービス利用を希望する方
- ・実施方法：①週2回（火・木）、利用者は週1回火曜又は木曜のどちらか、又は月1回で利用。  
②11:00~12:00の間で電話し、1名に対し5分程度(電話対応は、職員又はボランティア)  
※話しの内容は「元気かい?」「最近なんかあったかい?」など日常的な会話  
③電話に出ない場合は、30分後に再度電話、  
再度の電話でも出ない場合（補足）自宅訪問又は緊急連絡先へ連絡

#### 大まかな流れ



#### 補足：電話に出ない場合の対応

当初自宅訪問や申込時に教えていただいた家族等の連絡先へ確認していたが、現在は行政包括支援センターにも協力いただき本人情報の確認や、また、町内の病院にも協力いただき利用日に通院しているかなどを確認し、すぐに緊急連絡にはいたっていない

- ・事業周知：町広報への折込、社協広報等で周知している他、行政包括支援センターに協力いただき戸別訪問時に周知
- ・現在（令和6年4月1日）の利用者数は…毎週利用4名、月1回利用19名



#### 補足①

令和5年2月に対象者115名へ案内を送付、55名の方がやりたいと返事をもらう  
4月から1年間月初めに脳トレ問題の送付を続けた

#### 補足②（アンケート結果や意見など）

1 楽しかった 46人

- ・いつも月始めに来ると思ったら待ち遠しくなりました
- ・考えて正解したときが楽しい ・少し考えさせるところ

2 楽しくなかった 0人

1 続ける 42人

2 やめる 4人

- ・一時休みます ・少し休んで様子を見たいです
- ・目が痙攣しているの、長く文字を見る事が難しい

#### 脳活・脳トレ事業をおこなってみて

全員へ同じ問題を送っているの、簡単だと感じる方と難しかったと感じる方がいる。

※難しすぎず、簡単すぎずを考慮して毎月頭を悩ましているのだが・・・

職員が問題を考え作成しているが、多忙の時は大変。

※ネットを利用して問題を使用する事もあるが、無料配布OKのサイトは1つだった・・・

## 事業を行った評価

#### 電話サービス事業

実際に事業を行い、利用者がサービス当日を忘れて出かけてしまう、電話時間をオーバーしてしまうなどの課題はある。

しかし、利用者から楽しみにしているとの声も上がっているため今後も改善しながら継続していく。

#### 脳活・脳トレ事業

脳活・脳トレ事業では様々な問題を作成し現在53名に送付しており53名中21名がサロン等、集まりの場に参加していない方で（内、男性が10名）集まりが苦手な方々に利用していただけている。

今後の取り組みとしては希望を取りレベル分けをし、楽しいと思ってもらえるように色々なジャンルの問題を作成できるようにする。これからも事業を継続する事で、人とのつながりをなくさないつながりの継続になれば良いと考えている。

新ひだか町社会福祉協議会  
G S Wミーティング実践報告

事業を開始したきっかけ

多面的な支援を必要とするケースへの対応において、本人と本人の関わる他・多職種が協働・連携するためのカンファレンスは必要不可欠である。また、カンファレンスを実施する際には、本人を主役に置く視点の重要性が再認識されている。本事業は『当事者を中心とした対話型カンファレンス』を定期的に行う場としてG S Wミーティングを実施。『当事者を中心とした対話型カンファレンス』は隣町の浦河町の浦河ひがし町診療所を中心に積極的に開催されており、『私たちの町でもこんなミーティングを必要とする当事者がいる！！新ひだか町でもやってみたい！！』との思いからスタートしている。

別名『応援ミーティング』とも呼ばれている。

※G S Wとは・・・ジェネラリスト・ソーシャルワーカーの略。

様々な分野・スキルを持ち実践している福祉実践者が自身のソーシャルワークにおいて、地域関係者との連携を深めた実践ができるよう自己領域の枠を越えた支援、権利擁護や貧困支援、地域相互支援等に関する情報や課題について見識を深め、課題を抱えた個人や家族、地域社会や制度等に対して総合的な働きかけができる基礎的实践力を習得することを目的とし、G S Wの養成講座や研修を実施。

活動内容

開催期間：平成30年7月～令和5年2月

開催頻度：月1回

開催時間：1ケース40分～1時間程度

参集方法：ケースに関係する人に文書により案内

他、当事者が参加してほしい！と思う人に本人または関係者より声掛け

ミーティングのルール

- ・ファシリテータを1人設定
- ・内容はホワイトボードへ記録
- ・始めと終わりの挨拶は当事者がする
- ・ミーティング内で聞いたこと、話したことは絶対に外で話さない
- ・否定や肯定はしない
- ・解決を求めない

- ・発言者を称え拍手する
- ・円になって話をする

### ケース概要とGSWミーティング実施経過等

当事者	S氏	W氏	H氏	A氏
性別	男性	女性	男性	男性
年齢	20代	30代	20代	40代
障がい区分	知的障がい	知的障がい	知的障がい	知的障がい
居住環境	グループホーム	母・妹と同居	母と同居	グループホーム
就労状況	就労支援事業所B	就労支援事業所B	就労支援事業所B	就労支援事業所B
参加当初の様子	怒り、イライラから爆発してしまい、グループホーム、就労先での暴言や暴力が日常的となっていた。	目線が怖い、人を信じられないなど、周囲への不信感や不安を常に訴えており、就労への通所もほとんどできていなかった。	支援者に頻りにLINEをしては、就労についての不満、異性のこと、〇〇の連絡先を教えるなどのLINEを支援者に頻回にしていた。	盗癖があり、町から離れたグループホームで生活。人との交流が少ない環境での生活。
支援者の思い	本人の思いを聞き、怒りに対する対処法などを考えることができたらの思いから参加を勧めた。	そんなことないよ！周りは皆応援しているんだよ！と気づいてほしく参加を勧めた。	行動の背景には寂しさがあると感じ、話ができる場、人との交流、変化を期待して参加を勧めた。	心に思い浮かんだことや本心を実は言葉にして伝えられていないと感じていた。話ができる場として参加を勧めた。
参加期間	平成30年7月～令和2年6月（令和2年7月～令和4年12月はH氏のミーティングに応援する側として参加）	平成30年7月～令和5年2月（令和2年8月～3月は休止）	令和2年7月～令和5年2月	令和3年4月～令和4年7月
参加回数	20回	38回（中止10回）	37回	14回
参加延数	186名	318名	327名	125名
終了理由	爆発することがなくなった為	事業終了の為	事業終了の為	支援者の思い相違の為

事業終了後に参加者へインタビューを実施し、実施報告書を作成

#### S氏へのインタビュー（内容一部抜粋）

- ・参加するにあたっての自分の気持ち  
『イライラもあつたし最初に入る時はどんな人がいるのかわからない不安』
- ・初めて参加した時の気分や気持ち  
『イライラも重なって最初から入らなかつたっていうイメージ。初めてここに来る日は実はケンカしてから来てる』
- ・ミーティングに参加してくれる人を自分でコーディネートしていたが、それはどういう気持ちからなのか  
『声掛ける人の中に安心できる人に声をかけるっていうのが基本的な動作。嫌な人は誘わないで、ほんとに安心できる人だけを誘う。そうすることによって応援ミーティングに行つて話す時安心してられる。』
- ・ミーティングの場は自分にとってどんな場所  
『信頼できる場所！』

・参加するようになって変わったと感ずること

『最初は（参加者が）どんな感じの人なのか心配で試すような動作もあったと思う。2回目の参加が基本的に探りの時期だったかな。3回目以降からはだいぶわかって気持ちが楽になった。イライラしていることによって周りが支えてくれるのは、やっぱりこの応援ミーティングを通してから多くなった。人が変わってるなって思ったら、自分も変えようかなって感じになるから、逆に自分も変わっていったのかな。優しくしてくれるし、何でも聞いてくれるから、それなら俺も頑張らないとなつていうのは大きくなっていった。申し訳ない気持ちはミーティングが始まるまではほとんどなかったかもしれない。ここでミーティングをやってく中で、この人はもう信用できるかなとか、そういうのもあった。はっきり言って応援ミーティング始める前信用できる人ほぼ居なかった。この人だったらまじめに接してくれるなって感じが大きかった。信用度はやっぱりここに来てから変わった。だから始めて半年くらいで信用できる人が増えたかもしれない。』

### 事業担当者の振り返り

怒りやイライラを抑えきれず爆発している状況からミーティングがスタート。初回ミーティングは遅れてくる、暴言などで継続は困難かと思うほどであった。しかし、それは参加者に対する警戒心、不安からの行動であり、2回目以降は落ち着いてミーティングができるようになった。

爆発を表現するためにレベル表をホワイトボードに書き出し、爆発に対する対処法を皆で考え、次第に爆発しない生活に変化。参加者との信頼関係構築も順調にでき、自ら参加者をコーディネートするようになり、積極的に安心できる場づくりをしているS氏の行動は周囲を驚かせていた。

元々、社交的で行動力を兼ね備えていたS氏が、ミーティングに参加し『褒められる』、『応援させる』ことで開花。また、ミーティングを通して、ボランティアにも積極的に参加するようになり、交流の場を自ら拡げていた。

ミーティングを開始してから2年が経過した頃、知人のミーティングに応援する側として参加するように……。自分の経験を活かして的確なアドバイスをするS氏に、参加者からは『さすが！！』との声上がり、気づけば頼れる存在になっていた。

## 事業を行った評価

担当者でさえも手探りで始まったミーティングだが、事業立ち上げから終了まで、浦河ひがし町診療所 高田先生にアドバイザーとして来てもらい、少しずつミーティングの効果を感じられるようになっていった。

当事者も最初は誘われるがまま参加し、少しずつ安心できる場と感ずるようになっていった。中には、これまで経験してきたケース会議や支援者の対応（質問攻めにされる、責められる、怒られる、否定される、制限される）のイメージが強いため、優しくされるミーティングに違和感を感じ、慣れるまで時間を要した当事者もいた。少しずつ安心できる場になっている様子が伝わり、自分の出来事や思いを伝えることも驚くほど上手になっていった。その背景には、否定や肯定をされないことが大きく関係していると思われる。

G S Wミーティングは令和5年度で終了となったが、ミーティングがなくなり話せる場がなくなったと感じている当事者もいるため、今後違う形でミーティングを実施していけたらと現在検討中である。



## 権利擁護から新たな生活課題への支援の展開

### 事業を開始したきっかけ

平成25年に社協内に「あんしんサポートセンター」を設置し、権利擁護事業の他、従前から取り組む生活支援、個別な生活課題支援を一体的に取り組むとともに、地域の困りごと窓口としての相談対応、社協内と行政の福祉部局との情報共有を図る連携体制を構築するなかで、身寄りの居ない方や親族等と疎遠な状況にある方の増加、権利擁護対象者の死亡後の対応を求められる現状から、生前中の保証人確保が困難な方に対する支援、死亡時の支援の必要性を感じ、新たな生活課題に係る支援に取り組んでいくことになった。

### 活動内容

#### 1. あんしんサポートセンター内の事業

##### ■ お金の管理や契約手続きを支援する取り組み

- ・成年後見事業（法人後見）
- ・日常生活自立支援事業
- ・あんしんお預かりサービス事業 【社協独自事業】

##### ■ 町民の関わりによる生活支援の取り組み

- ・やすらぎ支援事業 【町委託事業】
- ・安心生活創造事業 【町委託事業】

##### ■ 個別な生活課題の解決する取り組み

- ・法外資金貸付事業
- ・配食サービス事業
- ・福祉有償運送サービス事業

##### ■ 住まいに関する不安を解消する取り組み

- ・あんしんすまい保証サービス事業 【社協独自事業】
- ・死後事務委任契約事業 【社協独自事業】
- ・生前事務委任契約事業 【社協独自事業】

#### 2. あんしんサポートセンター内における特徴的な事業

##### ●あんしんお預かりサービス事業 ※センター設置時の新規事業

###### 利用できる方

町内で入院や短期入所中の方、本人または親族によるお金の管理が難しい方（例えば…借金があって自分だけでは整理のできない方）

###### 事業の内容

社会福祉協議会で通帳や印鑑を預かって保管しながら、生活費のやりくりについて計画を立てながら、金融機関での出入金や公共料金やお店などへの支払いを代行で行う

###### 費用など

保管料：1日20円

代行手数料：1回200円

※状況によって、費用を取らない形での支援も実施

###### 利用対象者状況

	~H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
継 続		13人	15人	19人	26人	29人	35人	41人
新 規	20人	7人	8人	12人	10人	15人	11人	8人
終 了	7人	5人	4人	5人	7人	9人	5人	9人
年度末 対象者	13人	15人	19人	26人	29人	35人	41人	40人
							累計	91人

### 3. 新たな課題への対応の必要性

○権利擁護支援などの相談対応のなかで…

- ・家族が居ない方、親族と疎遠な方の相談増加
  - ・単身高齢者数が徐々に増加している統計
- 単身化に伴う家族機能の変遷

○法人後見や日常生活自立支援事業の利用者で、頼れる方がなく葬儀等の対応を行う

→本人が望む最後（葬儀、死亡後の連絡、財産の行方）は何だったのか？



これまで権利擁護事業において臨時的な支援で対応するなどの状況であったが、住まい確保における課題を抱える方が増えていく状況から、特に身寄りの居ない・疎遠な状況にある方の支援の必要性から、新たな課題解決を図るための対応について検討することになった。

新たな事業の実施にあたっては、町行政が国のモデル事業を行って社会福祉協議会が実働支援を行うなど連携を図れたことで、様々な民間企業や先進的な社会福祉協議会の取り組みを学ぶ。

### 4. 住まい確保等に係る新たな事業の展開

新たな生活課題の解決を図るために、始めに取り組んだのが、「あんしんすまい保証サービス事業」である。この事業は、定期的な安否確認サービスの提供と葬儀・家財整理費用等の補償を行う「家財整理相談窓口」、町内で家財整理の実務を行う企業との3者連携で取り組んでいる。

#### ●あんしんすまい保証サービス事業

##### 事業目的

安否確認の実施と死亡時の葬儀と家財整理の費用を補償することで、保証人の居ない方などへの安心した住まい確保を行う

サービス	サービス概要・料金
見まもっTELプラス	○週2回の自動音声による安否確認 (居室内の孤独死に限る) ○原状回復・遺品整理費用を補償(上限100万円) <b>初期費用：10,000円(税別)</b> <b>月額利用料：1,500円(税別)</b>
費用補償サービス	居室内外に問わず、 ○葬儀の実施(死亡診断書受け取り、直葬) ○住宅に残された家財の片付けの実施 ※費用補償は50万円 <b>月額利用料：4,000円(税別)</b>

※費用補償サービスは、契約時に利用要件あり(年齢、居住状況、医療・介護認定状況)

死亡時の対応は、葬儀や家財整理の部分以外にも、生活に起因するサービスの解約や精算、行政等の届け出が必要なことから、次に取り組んだのが、「死後事務委任契約事業」である。この事業により、**死後の不安の解消と生前中の保証機能を補完**できるようになったのである。

## ●死後事務委任契約事業

### 対象者

- ・相続の対象となる親族の居ない方
- ・相続の対象となる親族は居るが、疎遠な状況にある方
- ・その他、社協会長が特に認めた方

### 業務内容

- ①遺体の引き取り
- ②葬儀、火葬、納骨に関する事務
- ③家族、親族、その他関係者への死亡した旨の連絡事務
- ④家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務
- ⑤賃貸物件の解約・退去に関する事務
- ⑥行政官庁等への諸届け事務
- ⑦医療費、施設利用料、公共料金等の生活に起因するサービスの解約・精算に関する事務
- ⑧上記の事務に関する費用の支払い
- ⑨その他、利用者が希望するもので、本会会長が認める事務

※上記の業務から必要な事務を選択  
生前中は契約解除を含む変更が可能

### 事務に必要な費用

#### 1) 葬儀の実施に関する業務

内 容	実費費用	報酬分
遺体の引き取り	150,000円	20,000円
葬儀、火葬、納骨に関する事務		
親族やその他関係者への連絡事務		

#### 2) 諸届け・債務整理に関する業務

内 容	実費費用	報酬分
賃貸物件の解約・退去に関する事務	100,000円	20,000円
行政官庁等への諸手続き事務		
医療費、施設料、公共料金など生活に起因する未払い債務に関する事務		

#### 3) 家財整理に関する業務

内 容	実費費用	報酬分
家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務	100,000円	10,000円

次に支援対応を行うケースで、身寄りは居るが親族間のトラブルから死亡後の対応はするが生前中の対応はできないと言われた事案をきっかけで、生前中の様々な事務対応をするための事業として「生前事務委任契約事業」を取り組んでいったのである。

## ●生前事務委任契約事業

### 目的

判断能力に問題はないが、寝たきりで身体的に不自由な方、入院や住居の契約・施設入所で頼れる親族等が居ない方に対して、契約による生活・療養看護の支援、緊急連絡先の引き受けなど本人の希望する事務を行うことで、日常生活の困りごとが無いよう支援していく。

### 対象者

- ・契約内容を理解できる判断能力のある方
- ・自分ではできないことなどを頼める親族等が居ない方
- ・その他、社協会長が特に認めた方

### 事務内容・費用

契約者が希望する内容に応じて、契約書に盛り込む事務内容を位置付けるとともに、事務内容に応じた費用を設定していく。

例) 買い物代行：1回500円、金銭管理支援：月1,000円、入院等の手続き代行・緊急連絡先の引き受け：1回5,000円

## ■死後事務委任契約事業、生前事務委任契約事業の利用状況

### 死後事務委任契約事業

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
継続			2人	4人	5人	6人	6人
新規		2人	2人	1人	3人		3人
終了					2人		1人
年度末対象者		2人	4人	5人	6人	6人	8人
							累計 11人

### 生前事務委任契約事業

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
継続		1人	2人	1人	2人	5人
新規	1人	1人		2人	3人	2人
終了			1人	1人		2人
年度末対象者	1人	2人	1人	2人	5人	5人
						累計 9人

## 5. センター機能を活かした取り組みについて

あんしんサポートセンターでは、様々な相談対応とこれまで取り組んできた事業を活用した支援を通じて、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低所得高齢者、子育て世帯など）に対する住まい確保等の支援を行う「居住支援法人」の指定を受けながら、入居前・入居中・退去後の支援を一体的に支援する取り組みを実施している。また、あわせて小規模多機能型居宅介護事業所に併設する高齢者向け賃貸住宅、遺贈や寄贈の受けた住宅を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住まい（セーフティネット住宅）としての提供にも取り組んでいる。

### 事業を行った評価

新たな生活課題に関する事業の実施により、保証人確保が出来ずに住み替えができない方に対する住まい確保の支援を図ることができている。特に近年は、保証人をお願いできる方が居ないために、事業利用をしたいとの相談・対象者が増えている状況にある。

身寄りが居ない状況でも、対象になり得る方の早期把握、事業利用時に事前の意向確認等を行うことで、スムーズな死後対応ができるため、行政や町内業者等においてもリスク回避につながる。

## 社協あぐり・おたすけ隊の活動について

### 事業を開始したきっかけ

令和2年、重層的支援体制整備事業への移行準備事業が創設された。厚岸町社協では従前から重層的支援体制整備事業の視点をもった地域づくりや参加支援の事業展開を行っていたなかで、近年ますます複雑・複合化してきている地域課題にさらに対応するべく、これまでの取り組み（おたすけ隊）プラス、重層的支援体制整備事業を想定した新しい取り組み（社協あぐり）を実施していくこととなった。

### 活動内容

#### 生活支援サービス「おたすけ隊」

##### ■「おたすけ隊」について

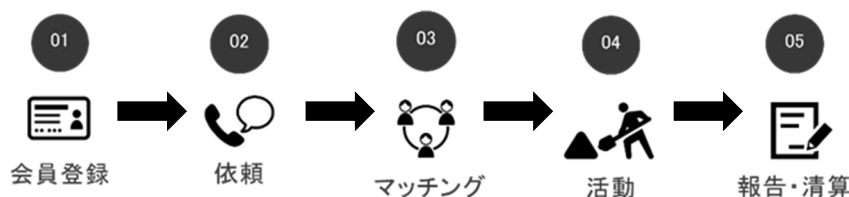
地域に暮らす方々が、住み慣れた地域の中で安心・安全に暮らし続けられるよう、生活するうえでの小さな困りごとを、住民同士が互いに支え合う会員制の組織。人に必要とされることで生きる喜びや意欲の増進、さらに健康寿命の延伸に繋げ、地域の活性化はもちろん、介護予防や生活の質の向上を支援する「生活」を「支援」する「サービス」。

支援は有償で、支払いは現金ではなくチケットを用いる。

##### ■活動内容一例

- ① 掃除機かけや整理整頓
- ② ゴミ出しやごみの分別
- ③ 洗濯や洗濯干し、洗濯の取り込みや収納
- ④ 電球や蛍光灯の交換
- ⑤ 軽い草むしりや花壇の整備など（軽作業）
- ⑥ 買い物（会員を車に乗せての活動はできません）
- ⑦ 話し相手（傾聴）
- ⑧ 趣味の相手（囲碁、将棋など）
- ⑨ 協力会員が専門とする軽微な作業
- ⑩ その他、特に必要と認められるもの

##### ■利用の流れ



##### ①会員登録

### 【利用会員】“お願いする人”

- ・町内に在住し、おおむね60才以上で援助が必要であると認められる方
- ・町内に在住し、心身に障害を持ち援助が必要と認められる方。
- ・その他、会長が必要と認めるもの

### 【協力会員】“お手伝いする人”

町内に在住し、心身共に健康で、社会福祉に理解や熱意をもって本事業に労力を提供できる方。

#### ②依頼

利用会員は、社協事務局へ電話で申込みを行う。ここで、ある程度依頼内容の聞き取りを行う。新規の利用の際は、作業内容や作業範囲の確認に利用会員宅へ事務局が訪問し、詳しく聞き取りを行い支援が可能かどうか精査する。

※おたすけ隊がお断りする（他の支援につなげる）こと

- ・介護保険サービスで提供していること
- ・専門性が必要なこと、大きな労力や時間を要すること

#### ③マッチング

事務局が協力会員を探し、マッチングを行う。協力会員に比べ利用会員が多いことや、協力会員個人の都合や、作業の適性などにも左右されることから、マッチングに少々時間がかかることもある。

#### ④活動

調整した日時に協力会員が伺う。（場合によっては職員も帯同）

支援の終了後、利用会員は、あらかじめ購入していたチケットを、支援時間に応じて支払いを行う。チケットは1枚200円。30分の支援につき1枚お支払い。1時間なら2枚お支払いなので、400円分となる。協力会員が複数人であれば、人数分のお支払いとなる。

#### ⑤報告・清算

協力会員は、支援終了後、受取ったチケットと活動報告書を事務局に提出する。

年度末（3月）に事務局でチケット清算を行う。報酬はチケット3枚で、町内共通商品券「ほほえみギフト券」（1,000円相当）1枚と交換する。



#### 「おたすけ隊がつくる見守りの輪」

作業をしながら、会話を通じて交流が生まれる。協力会員を自治会単位で登録しているところでは、高齢者が気軽に相談できる場所ができ、おたすけ隊を通じた見守りの輪がつくられている。

## 社協あぐり

### ■「社協あぐり」について

重層的支援体制整備事業の“参加支援事業”としての新しい取り組み。だれでも参加できる、「まちなかの共同農園」での農作業を通じて、地域交流を促し、引きこもりや8050世代など複雑・複合化した課題を抱えている人の社会参加や居場所づくり、就労支援等を目的とした参加支援事業。

### ■場所

“いつでも、誰でも立ち寄れる”ことを考慮し、場所はまちなかの住宅地の一角で、社協事務所がある社会福祉センターから徒歩数分の場所にある町有地の土地を賃貸した。



### ■畑の下準備

畑づくりのベースとなる、更地の状態での計測・設計、土を入れる深さを出すための重機での掘削、黒土・山砂の搬入などの作業は職員で行った。土入れ後に、エゾシカによる食害を防止するため金属製の柵で囲った。

### ■これまでの活動

#### 【令和5年度】

- ・ 8月／土づくり…ボランティアと石拾い、雑草抜き、肥料散布を実施
- ・ 8月／種まき …ボランティア、児童館の子どもたちと小松菜、秋大根の種まきを実施
- ・ 10月／収穫祭 …ボランティア、児童館の子どもたちと秋大根を収穫し、畑で豚汁を調理
- ・ 2月／打合せ …令和6年度の活動について打ち合わせ（野菜の種類、育成管理など）



#### 「農作業を通じて生まれる多世代交流」

普段、土を触る機会がない子どもたちに、ボランティアが種まき、苗植えのコツをアドバイス。畑の中で自然と多世代交流が生まれている。



#### 【令和6年度】

- ・ 4月／畑整備 …ボランティアと土づくり、ハウスのビニール張り
- ・ 5月／苗植え …児童館の子どもたちと苗植え（ピーマン、なすび、きゅうり、トマト、ジャガイモ、ししとう、パプリカ）
- ・ 6月／種まき …ボランティアと雑草抜き、児童館の子どもたちと、にんじん、えだまめの種まき
- ・ 7～9月／収穫 …大きく育った野菜は、職員、ボランティア、児童館の子どもたちと自由に収穫
- ・ 8月／種まき …児童館の子どもたちと大根の種まき
- ・ 10月／収穫祭 …ボランティアと児童館の子どもたちと収穫祭を実施。収穫した野菜を使って屋外で豚汁を調理



### 「社会参加の場に」

社協でかかわりを持つ、8050問題を抱える世帯で、普段は家に引きこもりがちな男性、Aさん。作業依頼の声をかけると、土づくりから収穫祭までほぼ全ての活動に参加し、「また声をかけてね」「次の作業はいつ？」と積極的に活動。ボランティアともコミュニケーションを上手くとりながら作業した。社協あぐりを通じた社会参加の第一歩を足掛かりに、最終的には就労へと繋がる一助となればと考えている。

## 事業を行った評価

おたすけ隊では、作業を通じて交流が生まれ、見守りの輪が形成されてきていることを随所で感じられる。ある自治会では、自治会単位で協力会員に登録があり、地域住民がいつでも気軽に作業のお願いがしやすい形が作られた。作業を手助けすることよりも、高齢者の見守り・地域の支え合いが必要であり、重要であるということが浸透してきている結果ではないかと考えている。

社協あぐりでは、普段接する機会の少ない高齢者と子どもの世代間に交流が生まれている。日常の育成に協力してくれているボランティアは、ほぼ毎日の畑の管理にやりがいを見出し、日々の活力になっていると話す。一方、今はまだまだ「社協が主導」という雰囲気があり、参加者の一定数は野菜の収穫や作業に遠慮がちな状況である。これからは参加者主導でアイデアや企画が生まれ、畑の出入りももっと自由に行われるように、社協の方針や想いを伝え、一歩引いた形でサポートするようになっていきたい。



## 自家用有償旅客運送輸送（福祉有償運送）について

### 事業を開始したきっかけ

平成12年に施行された介護保険制度から、町で行っていた在宅福祉サービスを社協で担うこととなり、訪問介護事業所を開設しサービス提供を行っている。

「自家用有償旅客運送輸送（福祉有償運送）」は、病院等の送迎に必要不可欠なものであり当初から実施している。自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、原則として、バス、タクシー業の許可が必要だが、十分な輸送サービスが確保されない場合において、公共の福祉を確保する観点から、自家用有償旅客運送の登録制度が創設され、登録して事業を行っている。

### 活動内容

#### <運送の範囲>

○羅臼町の区域及び羅臼町を発着地とする区域

- ・ 羅臼町～中標津町 70km
- ・ 羅臼町～別海町 90km
- ・ 羅臼町～釧路市 170km

#### <運送しようとする旅客の範囲>

他人の介助がないと移動が困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者

イ 身体障害者

ロ 要介護認定者

ハ 要支援認定者

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（令和6年度 身体状況別登録数）

イ 身体障害者 4名

ロ 要介護認定者 37名

ハ 要支援認定者 9名

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 1名

### <対価の基準>

#### ○対価の範囲

- ・ 運送の対価⇒運送サービスの利用に対する対価
- ・ 運送の対価以外の対価  
迎車回送料金⇒乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金  
待機料金⇒車両を待機させた場合に適用する料金  
その他の料金⇒添乗料（介護職員を付き添わせた場合の料金）

#### ○対価の設定方法

- ・ 距離制⇒乗車した地点から降車した時点までの走行距離に応じて、初乗りの対価と加算の対価
- ・ 定額制⇒時間及び距離によらず1回の利用ごとの対価

### <自動車数及び種類>

- ・ 福祉自動車 車いす車（1台）・回転シート車（1台）
- ・ 普通自動車 セダン車（2台）・軽自動車（1台）  
※訪問介護事業（3台）・居宅介護支援事業（1台）・社協（1台）

### <運転手に必要な要件>

- ・ 第二種運転免許を有することが基本要件。
- ・ 第二種運転免許を有していない場合には、下記の条件を満たしていることが必要。
  1. 第一種運転免許保有者で効力が過去2年以内に停止されていない場合で、次の要件のいずれかを備えている場合。
    - a) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
    - b) a)に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

### <利用内容>

- ・ 医療機関、理美容等への送迎





#### <課題>

現在、当社協の課題として、介護職員が不足している事である。介護職員不足はどこ地域でも抱えている問題でもあり、当町においても深刻な課題となっている。介護職員=送迎対応ができない、となる。受診時間や曜日を変更し対応しているが、支援の在り方について今後検討しなければならないと考えている。また、交通機関が脆弱なため健康な高齢者や免許を返納された方が医療機関や買い物に行く手段についても課題となっている。町としても、公共交通の活性化について協議会を立上げ検討を始めたことから、高齢者や障がいを持っている方にとって利用しやすい仕組みとしてほしいところである。

## 事業を行った評価

当社協では、医療機関、理美容の送迎を行っており、年々利用人数が増加している。それに伴い、走行距離も大幅に増加している。

要因としては、町内の訪問介護事業の閉鎖、透析利用者や新規利用者の増加、また、専門的な診察については、町外のため増加している。

以上のことから、公共交通が脆弱な当町では、身体に障がいを抱えている方にとって福祉有償運送は必要なサービスであり、諸課題を解決しながら事業を継続できるよう努めていく。

## ボランティア活動センターでの災害時に向けた取り組みについて

### 事業を開始したきっかけ

ボランティア活動センターでは、災害時にスムーズにボランティア活動を行ってもらえるよう災害ボランティアの登録を行っており、令和6年5月末現在の登録者数は、個人249名、団体1団体となっている。

被災時には災害ボランティアセンターが設置されることになるが、地域での認知が十分ではない現状がある。そのような現状から、札幌市は全10区あることから、令和4年度より年1～2区ごとに順々に災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行うこととなった。

設置・運営訓練では、災害ボランティア登録者だけでなく、地域の方々に実際の設置・運営の流れを知ってもらい、災害ボランティアセンターについての理解を深めていただくことや、関係者同士顔を合わせることで、実際に災害が起こった時に協力できるような平常時からの顔の見える関係づくりにつなげていくことを目的としている。

### 活動内容

#### 【今までの取り組み】

#### ① 災害ボランティアセンター設置・運営訓練

##### 1. 南区

〔日 時〕 令和4年3月5日

〔内 容〕

- ・災害時のボランティア活動説明
- ・災害ボランティアの役割及び訓練の目的等説明
- ・展開訓練（受付⇒ニーズ聞き取り⇒マッチング⇒資材提供等）
- ・振り返り

参加者：札幌市・区社協職員50名、災害ボランティア登録者21名



(マッチング)



(資材の貸し出し)

## 2. 清田区

〔日 時〕 令和4年9月30日

〔内 容〕

- ・災害ボランティアセンターの役割の説明
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営の模擬訓練と生活支援ボランティア活動

参加者： 22名（模擬訓練の参加）



（受付）



（ボランティア活動）

## 3. 豊平区

〔日 時〕 令和4年11月29日

〔内 容〕

- ・「災害時のボランティア活動について」講話
- ・「災害ボランティアセンターの機能と役割」講話
- ・災害ボランティアセンター設置運営の模擬実演
- ・「在宅ボランティアニーズの実情」講話

参加者： 30名



（在宅ボランティアニーズの実情 講話）



（設置・運営の流れ デモンストレーション実施）

## 4. 中央区

〔日 時〕 令和5年9月11日

〔内 容〕

- ・「災害ボランティアセンターの機能と役割」講話
- ・「防災食について」講話

- ・煙体験テント・消火器体験
- ・野外食体験（キッチンカーでカレーを提供）

参加者：90名



（防災食について 講話）



（キッチンカー）

## ② 災害時における協定の締結

### 1. 令和4年6月3日 浅香工業株式会社



（スコップや一輪車等のボランティア活動に必要な資機材を優先的に供給）

### 2. 令和4年6月3日 札幌清田ライオンズクラブ

令和4年9月22日 札幌中島ライオンズクラブ

札幌インフィニティライオンズクラブ



（人材・物資両面での協力）



### 3. 令和6年3月27日 株式会社ダイナム



(清田店、東雁来店、手稲店の一部を  
災害ボランティアセンターの拠点やボランティアの駐車場として提供)

### ③ 令和6年3月に災害ボランティアハンドブックを作成。

災害ボランティア活動センターの周知に利用。実際に活動する際に必要な情報や活動時の注意点など、少しでも災害ボランティア活動に対するイメージを持ってもらえるよう配布している。



## 事業を行った評価

災害ボランティアセンター設置・運営訓練を通して、参加者の災害ボランティアセンターに対する理解につながったことや職員一人一人が運営を担っていくという意識を持つきっかけとなった。

今後は社会福祉協議会だけではなく、地域で協力しながら災害ボランティアセンターを運営できるよう、地域の方々や支援団体・企業等の関係機関との日ごろからのつながりづくりに取り組んでいきたい。

また、災害ボランティアセンターの運営が円滑に行えるようICTの活用も必要であると考えている。

## 令和6年度北海道内社会福祉協議会の取組事例集

発行：令和7年3月

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

北海道社協職員連絡協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

かでの2・7 2階

TEL：011-241-3977 / FAX：011-271-3956